

## リ・ユース住宅の物件検査

リ・ユース住宅購入融資をご利用いただくためには、購入される住宅について、住宅金融支援機構が定める独自の技術基準に適合していることを証明する適合証明書の交付を受けていただく必要があります。

この適合証明書は、検査機関または適合証明技術者へ物件検査の申請を行い、技術基準に適合していると交付されます。

適合証明書の有効期間は現地調査実施日から6ヵ月となりますので、有効期間内にお申込みください。

リ・ユースマンションの場合は、適合証明書は不要となり、「リ・ユースマンション適合確認書」にてお客様に購入される住宅の現況をご確認いただきます。ただし、昭和58年3月31日以前に新築された住宅（建築確認日が昭和56年6月1日以降の住宅は除きます。）は、適合証明書の交付を受けることが必要になります。

旧公庫マンション情報登録制度に登録されているマンションは、認定機関から登録証明書の交付を受けることで適合証明書が省略（または一部省略）されます。

### 【適合証明書交付までの手続きの流れ】

